

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年8月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年8月10日（火）午後3時00分から午後4時15分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (5) 報告第2号 許可不要農地転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員（0人）

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

(2) 欠席委員（1人）

6番 相馬 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳

事務局職員 荒木 博光

事務居職員 村上 学

令和3年度第5回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長（案） <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に7番 東委員、9番 田村委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなってい

るところであります。
それでは、議案の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：辛川字上乙若2739番
地目：畑
面積：2,990㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を8月2日（月）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は熊本市東区 に在住する兼業農家で、農地取得後は、柿などの果樹を作付けする計画で、一部は賃借され既に作付けされておられました。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、熊本市の戸島に、自作地3,202㎡、借入地2,289㎡、計5,491㎡を耕作されており、下限面積の条件を満たしております。（取得後の面積は、8,481㎡）（下限面積50a）
現地調査の際には、農機具の確認も併せて実施しており、トラクターや管理機も所有しておりました。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員
(山川)

議案第1号の番号1について、2番推進委員が説明します。

申請人は事務局から説明がありましたとおり、熊本市の小山・戸島で営農されておられます兼業農家です。現地確認においてももしっかり営農されていることを確認しております。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

(意見無し)

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字下居屋敷 1 6 2 0 番 5

地 目：田

転用面積：3 9 5 m²

転用目的は、資材置き場です。

この議案につきましては、現地調査を 8 月 2 日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6～P 9 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第 2 種農地と判断しました。

（1 0 ha 未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

申請者は建築業を営む個人で、菊陽や大津方面に関連会社が多いため、当該地に資材置き場を整備し、業務効率化を図るとのことです。

申請にあたり農地以外の代替地を検討されましたが、適当な土地が見つからず、本申請地となりました。当該農地は第 2 種農地であり、転用可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1 番委員
（鈴木）

議案第 2 号の番号 1 について、1 番委員が説明します。

本申請地は、耕作されておらず、区画もいびつで営農に適した農地ではありません。周辺は住宅に囲まれており、転用することにより、他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

(質疑無し)

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第2号 番号2について説明します。

議案書は3ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字下居屋敷1620番1 他1筆

地 目：田

合計転用面積：458.23㎡

転用目的は個人住宅です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を8月2日(月)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

(10ha未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

農地以外の代替地を検討されましたが、適当な土地が見つからず、本申請地となりました。当該農地は第2種農地であり、転用可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員
(鈴木)

議案第2号の番号2について、1番委員が説明します。

番号1の案件同様、本申請地は、耕作されておらず、区画もいびつで営農に適した農地ではありません。周辺は住宅に囲まれており、転用することにより、他に影響を与えることはないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

◆9番委員

議案第2号の番号1の案件と氏名が類似していますが、血縁者などでしょうか？

■事務局

番号1及び番号2は親子関係になります。転用地が隣接しており、境界が不確かとなることは望ましくありませんので、境界にブロック塀を置くよう、開発許可権者である熊本県からも指導がされていることを確認しております。

他にありませんか？

(質疑無し)

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第2号 番号3について説明します。

議案書は同じく3ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：津久礼字杉ノ本3755番2の一部

地目：畑

転用面積：2,281㎡のうち40㎡

転用目的は、通路で、一時転用です。（転用期間は令和5年3月30日まで）
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましても、同じく現地調査を8月2日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P17をご覧ください。

今回の申請地は既に転用行為が行われており、事後申請という形となっております。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は農振農用地区域です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

申請地は農振農用地区域の農地であり、原則転用不可ですが、今回は一時的な転用であり許可は可能です。申請内容は、申請地周辺に申請者が上水道の貯水池を建設中で、その工事に伴う大型車両のお往來のために当該地を工事期間中、通路として利用する計画です。工事終了後は速やかに農地として現況復旧する予定です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番委員
（青木）

議案第2号の番号3について、6番委員が説明します。

本申請地は、改田で既に田植えがしてある農地ですが、今回の転用は、大型機械の通路として約40㎡の一時転用であり、耕作者に対しても既に補償してあるとのこと。工事終了後には速やかに農地に戻すとのこと。ですので、特段問題はないと思われ。よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

(質疑無し)

無いようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和3年7月28日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP5をご覧ください。

今日は、

1の利用権設定が6件、14筆で合計24,662㎡です

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の6ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の7ページをお願いします。「許可不要転用届出について」でございます。
番号1について、申請内容は、熊本県が転用者で、転用目的は国道443号の道路改良事業に伴う転用でございます。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

次に番号2について、申請内容は、携帯電話の電波基地局の設定に伴う転用です。
こちらも添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上です。

◎議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時15分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年8月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人